

## 筑波大学法科大学院の意義と責任

青柳幸一

法科大学院教授

### 1. 法科大学院：構想と現実の齟齬

#### (1) 日本社会の変化と新しい法曹養成制度

2004年4月、法科大学院（全国で68校）がスタートした。現行の法曹養成制度は、司法試験を突破できるか否かがすべてといえる、「点」での制度であった。それを、法科大学院修了を新司法試験受験資格とする「プロセス」としての法曹養成制度に変える理由は、法曹人口の少なさ、新しい法的问题の増加、司法試験受験勉強（予備校での「受験テクニック」の修得）の弊害等、様々である。ここでは、日本社会変化論に触れておきたい。

元最高裁判所長官である矢口洪一氏は、従来の日本社会では「何を言っているのかということが分からないまま物事は終わる…そのうち何とかなるのだろうと言うのが、日本の戦いである」（矢口『法曹一元』の制度と心）自由と正義40巻7号17頁[1998年]）「結局、日本の国は、ルールで働いてい

たのではなかった、法治国ではありましたが、法の支配の国ではなかった」（矢口「司法改革の背景と課題」判例時報1689号6頁[2000年]）と指摘する。そして、矢口氏は、そのような社会がすべての紛争を裁判所が解決する社会へと変化する、と予測する。この変化の原因として、矢口氏は、従来は日本人の国民性としては否定されていた自己責任の原則を挙げる。つまり、日本社会は、集団の背後に隠れた個人ではなく、個人が自己責任を負って存在する社会へと変容する、というのである（矢口・自由と正義40巻7号17頁、同・判例時報1689号8-9頁参照）。

しかし、この変容への道は、そう平坦ではない。「理性の府」であるべきはずの大学でも、自己保身や私利私欲、事勿れ主義が多く見られる。私は、大学は勿論のこと、公正で、明確な問題解決を行う社会に変わって欲しいと願っている（青柳「日本の憲法

学と比較憲法」栗城・戸波・青柳（編修代表）『先端科学技術と人権』3頁以下〔2005年〕参照）。そのような社会を担うためにも、真に「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条）「善き法曹人」を養成する必要がある。

## （2）法科大学院が直面する厳しい現実

当初の構想は、法科大学院での授業を普通に受けていれば70 - 80%が新司法試験に合格する、というものであった。しかし、この構想は、法科大学院認可の過程で早くも崩壊した。その原因は、2つある。1つは、初年度認可された法科大学院の数の多さである（2005年度にさらに6校増え、計74校）。他の1つは、現行司法試験も同様なのであるが、合格者数の「枠」制である。

2004年4月1日現在で、法科大学院入学者総数は5,767名、そのうち最初の新司法試験（2006年5月実施）を受験する既修コース入学者は2,350名であった。合格者数「枠」は序々に増加していき、現行司法試験が廃止される2011年には3,000名と予定されているが、そのときの平均合格率は30%前後であろうか（2005年2月、司法試験委員会は、最初の新司法試験の合格者「枠」を900名から1,100名の間と発表した。最初の新司法試験が一番「広き門」になる可能性が高いが、それでも平均合格率は50%前後である）。このような厳しい現実のまえて、法科

大学院進学希望者が大幅に減った。今年に行われた大学入試センター適性試験の受験者数は、2003年の最初の適性試験受験者数と比較してほぼ半減している。

法科大学院の定員割れも、一層顕著になっている（2004年度は68校のうち14校、2005年度は74校のうち45校）。より問題であるのは、法科大学院生の予備校通いである。それは、競争の激化ということだけではなく、学生が法科大学院における授業の「質」に満足していない、あるいは不安に思っていることをも示しているように思われる。

私は、合格者数に「枠」を設けることには反対である。なぜなら、「枠」制は2つの、別の方向のいずれにおいて良くない結果をもたらすからである。一方で、真面目に授業を受けていた学生が、「枠」制のゆえに合格に値する学生も不合格となってしまう。他方で、相変わらず「受験テクニック」を勉強する学生でも、「枠」制のゆえに合格する可能性がある。前者の場合には、学生の意欲を殺いでしまう。後者の場合には、「プロセス」としての法曹養成という目的を根本的に崩壊させる。したがって、「枠」制をとらず、法科大学院できちんと勉強し、新司法試験で一定の成績を収めた者はすべて合格にする制度が良いと思われる。

## 2. 筑波大学法科大学院の意義と責任

### (1) 筑波大学法科大学院創設と1期生

2005年4月、筑波大学法科大学院が、秋葉原駅前の新しいビルのなかに、「善き法曹人」の養成を目指して創設された。その存在意義は、どこにあるのであろうか。

それは、国立法人大学のなかでだけでなく、すべての法科大学院のなかで唯一の、社会人のみを対象とした、夜間大学院であることである。多様性、開放性という新法曹養成制度の骨子を具現化するという意味で、その存在意義は高い。社会人の場合、昼間の法科大学院に通学することは会社を辞めることを意味する。合格率が当初の構想から大きく低下してしまった現実のもとでは、社会人は入学時に「究極の選択」を迫られることになる。夜間法科大学院である筑波大学法科大学院の場合、入学時に「究極の選択」を迫ることはない。その意味で、社会人にとって、筑波大学法科大学院は有意義であろう。ただし、入学時に「究極の選択」を迫らないことは、入学した社会人にとって「甘い選択」であることを意味しない。仕事を終えた後、ハードな勉強をしなければならない。予習・復習に十分な時間を取ることは、現実、無理であろう。仕事のストレスや疲れに耐えて、授業に集中しなければならない。「言うは易し、行うは難し」である。

社会人のための法科大学院であるので、「社会人」の要件が問題となる。開放性という理念からして多くの人に受験機会を与えたいと思い、「社会人」要件を広く捉えることとした。正規雇用者でなくともよいし、フルタイム勤務でなくともよい。ただし、昼間は予備校に通い、夜間は筑波大学法科大学院に通う、という人に対しては、受験資格を否定した。

筑波大学法科大学院1期生は、40名である。彼らは、496名の志願者から、問題を発見する「繊細な感性」、問題を広く深く考察する「豊かな理性」、そして「あたたかい心」を見極めようとする、3段階の厳しい選抜を経て、合格した。

合格発表後、2名の入学辞退者が出た。受験に際して会社等にその申告をする人は、多くはあるまい。合格してから会社に話をしたところ、結局仕事との折り合いをつけることができないとして、入学を諦める合格者が出てくることは、今後も十分に予想される。このような事態に対応するためには、補欠合格の手続き期間を柔軟に考えることが求められる。

2005年4月3日、筑波大学法科大学院の授業は、私の「憲法Ⅰ」から始まった。20回という正規の回数を大幅に超えて、単なる知識の修得ではなく、「善き法曹人」になって欲しいというおmoiを込めて、基礎から

最先端の問題に至るまで人権について講義した。1期生のほとんどの諸君は、私の期待に応えて、真剣に、集中して勉強してくれた。学生諸君から「青柳先生の授業を受けることができただけで、筑波大学法科大学院に入学した甲斐がありました」と過分な言葉が寄せられたが、良い授業ができたことすれば、それは彼らが教え甲斐のある学生であったからである。

## (2) 法科大学院の責任、そして教員の責任

法科大学院は、新しい法曹養成制度の中核であるがゆえに、法曹養成改革の成否を決めるほど、その責務・責任は重い。さらに、法科大学院は、高い入学金・授業料を支払う学生に対しても重い責任を負う。良質な教員を多く確保することをはじめとして、何よりも勉強のための環境を充実させることが法科大学院に求められる。例えば、図書の実践は急務である。研究環境の充実も、良質な教育は良質な研究の裏づけがあってはじめて可能になるので、必要不可欠である。研究環境の悪さや個々の研究者に対する適正な評価を行わない大学院では、優秀な研究者を失う。優秀な研究者を失うことは、当該大学院が良質な学生を吸引する力を失うことに繋がる。

教員も、大きな責務、責任を負う。当該大学院の新司法試験合格率の低さの原因が学生自身ではなく、授業の内容や質にあ

るとすると、真面目に授業を受けてきた学生の被害は甚大である。従来の大学・大学院でまみ見られたような、自説のみを押し付ける授業や、自説の立場からのみ判例に批判的に言及するだけの授業は、「不可」である。学説・判例の公正で、的確な分析・比較によって、問題の所在、見解が異なる理由等を詳細に解き明かし、学生に様々な方向から考え、説得力ある理由づけで1つの答を導き出す力を養成する授業、求められるのはそのような授業である。そのような授業は、教える者の広く深い研究の裏づけがあって、はじめて可能となる。

法科大学院の教員に求められるのは、授業内容の充実には止まらない。法科大学院の教育理念には、学生の人間性を涵養し、法曹としての責任感や倫理観を体得することが挙げられている。教える者も人間性豊かで、責任感と倫理観に富む人間でなければならない。

問題のない、完全な社会など、存在しない。問題は起こる。肝要なのは、問題が発生したときの、公正で明確な問題解決である。真面目に勉強する学生の、正当な権利・利益を侵害することがあってはならない。筑波大学法科大学院は、公正で、明確な問題解決を行う組織でありたい。そして、「善き法曹人」の養成を目指したい。  
(あおやぎ こういち/憲法学)